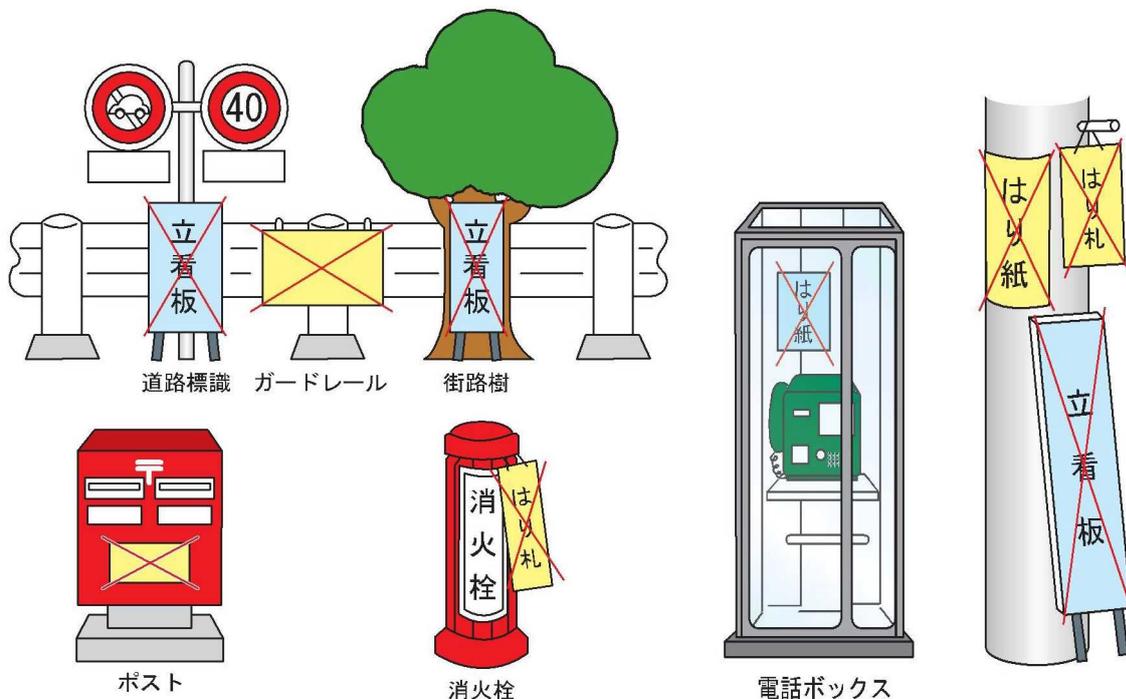


禁止物件(屋外広告物を掲出できない物件)

禁止の対象となる広告物	禁止の物件
全ての広告物 (5㎡以下の管理用広告物は表示可能)	橋梁、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、信号機、道路標識、防護柵、駒止め、防雪防砂施設、パーキングメーター、消火栓、火災報知機、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、銅像、彫像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木
5㎡以内の自己用広告物は表示可能	石垣、擁壁
15㎡以内の自己用広告物は表示可能 (第一種特別地域は5㎡以内)	送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
はり紙、はり札等、広告旗、立看板等	電力柱、電信電話柱、街路灯柱、アーケード柱



禁止広告物(掲出できない屋外広告物)

- 1 著しく汚染、退色、塗料等の剥離したもの
- 2 著しく破損、老朽化したもの
- 3 倒壊、落下のおそれがあるもの
- 4 信号機、道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるおそれがあるもの
- 5 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- 6 地色に蛍光塗料、発光塗料、反射塗料を使用しているもの